

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会

検討事項6

地域づくり活動センターの  
設置箇所について

**(案)**

## もくじ

- 1 地域づくり活動センター設置箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市街地におけるセンターの在り方(宇和地区、野村地区、三瓶東地区)・・ 2
- 3 複合機能のある公民館のセンター化について・・・・・・・・・・・・ 4

## 1 地域づくり活動センター設置箇所

当市の小規模多機能自治は、合併当時の旧小学校区を地縁エリアとして、それぞれ一つの地域づくり組織を認可し、地域が主体性をもって地域づくり活動が推進されている。このエリアは、子供たちが歩いていける通学圏であり、顔のわかる生活圏であることから「地域発『せいよ地域づくり』事業実施要領」にて地域づくりの活動エリアとして設定されたものである。

※【資料 41】西予市地域づくり組織 位置図

※【資料 42】地区別公民館及び地域づくり組織一覧

※【資料 43】地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領

旧小学校区とは、合併時の 27 の小学校区をいう。

合併後、小学校の統廃合はあったが、顔のわかる生活圏であることに変わりはなく、これまでどおりの地縁エリアで地域づくり活動は推進されてきた。そして、それは 10 年が過ぎようとしており、これまでの地域づくり活動により、それぞれの地域の色で、その特性を活かした取り組みが実践されることで地域力が養われている。

このようなことから地域づくり活動センター（以下、「センター」という。）の設置箇所についての基本的な考え方は次のとおりが望ましいと考える。

### 【基本的な考え方】

- ①地域づくり活動センター（組織）は、地域づくり組織を基本とした活動エリア内に一つ設置する。
- ②地域づくり活動センター（組織）は、一つの拠点をもつ。
- ③地域づくり活動センター（拠点）は、既存の公共施設（公民館等）を活用するものとする。

ただし、施設の老朽化等により移転（新設、遊休施設の活用）が必要なもの（土居公民館、三瓶北公民館）及び公民館(施設)がない地域（大野ヶ原・周木・下泊）については、別途必要な措置を講ずる。

上記の基本的な考え方をベースとして、各地域のセンター（拠点）の設置箇所について地域住民と行政で協議した上で決定する。

- ・センター（組織）とは、条例で規定する組織体制を意味する。
- ・センター（拠点）とは、活動拠点である建屋を意味する。

## 2 市街地におけるセンターの在り方(宇和地区、野村地区、三瓶東地区)

市街地では、人口が多く、活動エリアが広いことから地域づくり活動を実践する上で、地域をまとめることが難しいなどの課題がある。

この点、センター（組織・拠点）を設置することで、この課題にも取り組むことが可能になると考えている。

市街地におけるセンターは、他の地域に比べ、本庁及び支所と近い位置にあることから、住民の多くは「行政窓口の場」としての機能について本庁及び支所を利用されることが想定される。そのためセンター内職員は「地域づくりの場」「支えあい・つなぎの場」「人づくり学びの場」の業務に、他の地域に比べ注力できると考えられる。

これにより、地域コミュニティをつなぎ、結束させることが難しいといった課題に対し、現在の地域づくり組織の活動を支援することで、その解決を図ろうとしているものである。

このようなことから、市街地のセンターの機能（とりわけ「行政窓口の場」の機能）を精査し、センター内職員による地域との関り方を充分検討するといったことが重要であると考ええる。

他方で、新たに地域づくり組織を発足し、複数の地域づくり組織とセンター（組織・拠点）を設置することでその課題解決を図れるのではないかとといった考え方もある。

この点、地域コミュニティをよりコンパクトに捉えることで、地域をまとめることなどが更に容易になるといった利点が得られるものと考えられる。一方で、例えば、実態として既存の組織・取り組みの弱体化につながるのではといった懸念や、現在の活動エリア内共通の地域課題への取り組みの整理が必要となるなどの留意すべき課題もあることも考えられる。

ただし、地域づくり活動が一層盛んになること自体は西予市にとって望ましいものであり、そのための手段として新しい地域づくり組織が発足することは否定されるものではなく、地域においてこうした考えがあるとなれば、上記の課題等に留意しつつ検討が必要になるものと考ええる。

**（市街地におけるセンターの在り方に関する委員の意見）**

- ・三瓶小学校区は人口が一番多く、センター（拠点）を2箇所設置して頂きたい。新たな組織を発足させることの大変さはあるが、そこは地域として取り組んでいくことが大事であり、現在の旧小学校区（27）に固執することについては反対である。
- ・地域住民の声を集約しているわけではないので個人的な意見として、宇和地区は、センター数は一つでよい。人口からすれば、3つに分けたほうが課題に沿った取り組みができると思うが、人口減少・高齢化が進んできていることから将来において、センターの運営自体が難しくなってくると思う。
- ・宇和地区内は、公民館を軸に車で、10分以内の範囲であり、生活面においては恵まれているので周辺地域と比べると困りごとが少ないと考えている。今まで通り1つの拠点で工夫していけば運営できると感じている。
- ・野村地区では歴史的に公民館は一つであり、新たに施設をとという意見は出ていない。地域人材の確保では地域の課題になっており、示されたセンターの関係図を見ても、地域づくり組織が大変重要な役割になると思う。野村の地域づくり活動センターをどこにも負けないという気概を持っているが、もう一つ作るというのは難しいと考えている。
- ・地域それぞれの実情は尊重しなければならない。拠点にしても組織にしても、「基本として」を念頭に置くのであれば、まずはそれぞれの地域でしっかり議論することが先かなと思う。地域での議論も必要で、市が示す方針以前に我々はこのことをしたいという仕掛けづくり、議論の場を地域で持っていくことが大事だと感じる。

### 3 複合機能のある公民館のセンター化について

市街地にある公民館は、同一施設に複数の条例で位置付けられた複合機能を有している。このことから、センターとして活用できる施設等が限られていることや利用料金が発生する（若しくは高い）といった課題があることから、利用しづらくなるのではないかとといったご意見がある。これらの課題に対しては、貸館などにおいて地域づくり活動を優先することや減免措置を活用するなどの対応で解決が図れるものと考えられる。そのためには、センターの運用や条例の見直しを行うなど地域住民が利用しやすい施設になることを求める。

| 施設名    | 複合機能   | 備考   |
|--------|--|--|
| 宇和公民館  | 教育保健センター内に宇和公民館、中央公民館、教育部局事務所及び宇和保健センターを設置                 | 教育保健センターは、西予市公民館条例（1，3，4F）及び西予市保健センター条例（2F）で位置付けられた施設。<br>中央公民館(生涯学習課内)としての貸館（1，4F）のみで、宇和公民館の施設は1F事務所のみ。   |
| 野村公民館  | 野村公民館内に野村教育課、西予市商工会野村支部、NPO法人及び野村地区自治振興協議会が施設の一部を賃貸で事務所を設置 | 西予市公民館条例により位置付けられた施設。センター化後においても商工会野村支部の事務所設置は継続見込み。野村地区自治振興協議会は未定。  |
| 三瓶東公民館 | 三瓶文化会館内に三瓶教育課、三瓶東公民館及び図書交流館三瓶分館を設置                         | 三瓶東公民館は、三瓶文化会館内に西予市公民館条例により位置付けられた施設。西予市三瓶文化会館条例にて貸館をしており、三瓶東公民館の施設は1F事務所等。館内一部を西予市図書交流館条例により図書交流館三瓶分館を設置。 |